

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例及び熊本市立学校の教育職員
の給与等に関する特別措置条例の一部改正について

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例及び熊本市立学校の教育職員の給与等
に関する特別措置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例及び熊本市立学校の教育職員の給
与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

(熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 18 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「校長」の次に「、副校長」を、「教頭」の次に「、主幹教諭」
を加える。

別表第 1 の 1 の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、
同表特 2 級の項中「市立特別支援学校」を「市立高等学校及び市立特別支援学校」
に改め、同表 3 級の項中「、」を「の副校長及び教頭の職務並びに」に改める。

(熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第 2 条 熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和 46 年条例第
61 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「園長」の次に「、副校長」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中熊本市立学校の教
育職員の給与に関する条例別表第 1 の 1 の表の改正規定（「再任用職員」を「定年前

再任用短時間勤務職員」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(提出理由)

市立高等学校に置かれる副校長及び主幹教諭に関し必要な規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。